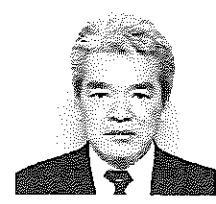


発行日
令和2年8月31日
発行者
東金市南上宿2-8-16
一般社団法人東金青色申告会
会長 板倉 孝夫
電話 0475-52-1284
FAX 0475-55-5219

青色申告会 広報

【特集】
令和2年東金
税務署定期異
動
令和2年分所
得税の主な改
正



着任のご挨拶
東金税務署長 納 洋一
おさめ

一般社団法人東金青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、板倉会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。私は、この度の人事異動により東金税務署長を拝命し、東京国税局調査第三部から参りました納でございます。前任の渡邊同様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

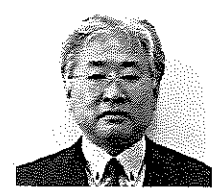
貴会におかれましては、「確定申告期間中の「青色コーナー」での青色申告制度の普及」、「サンピア・ベイシア・東金市産業まつり」で実施した「税を考える週間」のPR活動、「記帳指導・各種説明会の開催」などを通じて、健全な税知識の普及並びに適正な申告と納税の実現のための広報活動を活発に展開されていると伺っております。貴会の活発な活動に心より敬意を表する次第でございます。

さて、昨年十月の消費税率の引き上げと同時に導入された軽減税率制度においては、取引ごとの税率により区分経理を行うなどの対応が必要になり、多くの事業者に継続的に正しく記帳していただくことがより一層重要となっております。

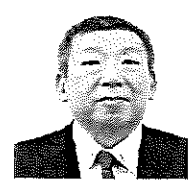
また、令和2年分以降の確定申告は、65万円の青色申告特別控除の適用要件に「e-Taxによる申告又は電子帳簿保存」が追加されております。署といたしましては、これらを契機として青色申告会の皆様方と連携しながら、ICTを利用した記帳やe-Taxの更なる定着に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政への一層のご支援、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大については、まだまだ予断を許さない状況にあり、会の活動にも様々な制約が伴うとは存じますが、引き続き、地域に密着した活発な事業を展開されますことを期待しております。

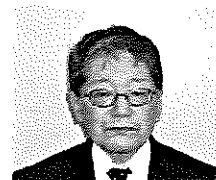
結びにあたり、一般社団法人東金青色申告会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



副署長
金井 勉 (新任)



第一統括官
金子 潤 (新任)



審理指導担当上席
久保 正樹 (新任)

東金税務署定期異動 (敬称略)

- 副署長 納 洋一 東京局調査部
- 総務課長 金井 勉 千葉南
- 管理運営1統括 山口 徳子 留任
- 管理運営2統括 福田以久子 留任
- 徴収統括 山本 泰之 留任
- 個人1統括 小林 克年 留任
- 個人2統括 金子 潤 四谷署
- 個人3統括 増永 洋一 留任
- 資産統括 山田 研次 千葉西署
- 法人1統括 佐々木真由美 留任
- 法人2統括 池谷 俊彦 留任
- 法人3統括 新尾 陽一 日本橋署
- 総務係長 三十尾明夫 留任
- 審理指導上席 廣幡 征士 東京局課税一部
- 久保 正樹 品川署

転出された方々

新天地での活躍をお祈りいたします。

- 署長 渡邊 信夫 東京局総務部
- 副署長 北村 晋弥 国税庁東京派遣監察官
- 管理運営2統括 奥原 卓 神田署
- 個人1統括 松本 嘉英 東京局課税一部
- 個人3統括 瀧川 博夫 千葉東署
- 法人2統括 川口 泰之 蒲田署
- 総務係長 森川 謙 葛飾署
- 審理指導上席 鈴木将一郎 成田署

令和2年分の申告はあなたもe-Taxで!

事前にマイナンバーカードと利用者識別番号の取得が必要です。
詳しいことは東金青色申告会へお尋ねください。☎0475-52-1284

令和2年分 所得税の主な改正のあらまし

(1) 基礎控除

基礎控除について、控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました。この結果、基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控 除 額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 ~ 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 ~ 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

また、この改正に伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられました。

(2) 人的控除関係

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げられました。
- ② 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げられました。
- ③ 配偶者特別控除について、対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることとされました。
- ④ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。
[紙幅の都合上、詳細は省略致します。]

(3) 事業所得等関係

中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度（措法28の2）について、特例の対象者を中小事業者で青色申告書を提出するもののうち常時使用する従業員の数が500人以下の個人とする見直しが行われた上、その適用期限が2年（令和4年3月31日まで）延長されました。

(4) 給与所得控除

給与所得控除額を一律10万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（改正前：1,000万円）とされるとともに、その上限額を195万円（改正前：220万円）に引き下げることとされました。この結果、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 ~ 180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超 ~ 360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超 ~ 660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超 ~ 850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

また、この改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表について所要の措置が講じられました。

(5) 公的年金等控除

公的年金等控除額を一律10万円（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円）引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、上限を設けることとされました。この結果、公的年金等控除額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額及び公的年金等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

65歳未満の場合		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 ×25%＋275,000円	公的年金等の収入金額 ×25%＋175,000円	公的年金等の収入金額 ×25%＋75,000円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 ×15%＋685,000円	公的年金等の収入金額 ×15%＋585,000円	公的年金等の収入金額 ×15%＋485,000円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 ×5%＋1,455,000円	公的年金等の収入金額 ×5%＋1,355,000円	公的年金等の収入金額 ×5%＋1,255,000円
	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

65歳以上の場合		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 ×25%+275,000円	公的年金等の収入金額 ×25%+175,000円	公的年金等の収入金額 ×25%+75,000円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 ×15%+685,000円	公的年金等の収入金額 ×15%+585,000円	公的年金等の収入金額 ×15%+485,000円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 ×5%+1,455,000円	公的年金等の収入金額 ×5%+1,355,000円	公的年金等の収入金額 ×5%+1,255,000円
	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

(6) 青色申告特別控除

取引を正規の簿記の原則に従って記録している方に係る青色申告特別控除の控除額を55万円(改正前:65万円)に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している方であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

※ **お知らせ** 青色申告会では、e-Tax 送信のお手伝いをいたします。ご希望の方は、事前にマイナンバーカードと利用者識別番号の取得をお願いします。詳しいことは、東金青色申告会(☎0475-52-1284)へお尋ねください。

コロナに配慮しながら今年もやっています!

『パソコン会計勉強会』

9月17日(木)
10月15日(木)
11月19日(木)
12月17日(木)

9:30 ~ 16:00
会場: 東金青色会館
*予約制です。少人数で行っています。
事前申し込みの上お気軽に
おいでください。

昼間は無理という方はこちらへ

青年部による『夜間のパソコン会計勉強会』です。

9月26日(土)、10月24日(土)、

11月28日(土)、12月26日(土)

午後6時から午後8時まで。楽しくやってみよう!

*予約制です。事前申し込みの上お気軽においでください。

11月は各会場で《記帳点検指導会》開催

今年も《記帳点検指導会》を下記の日程で行います。各種帳簿、パソコン等を持って会場へおいでください。おいでになるときは、マスクの準備をお願いします。

記

- ・東金地区 11月11日(水)青色申告会館
- ・大網地区 11月25日(水)大網白里中央公民館
- ・白里地区 11月28日(土)JA白里支所
- ・九十九里地区 11月26日(木)中央公民館(15時まで)
- ・成東地区 11月24日(火)山武市役所(15時まで)
- ・山武地区 11月25日(水)あららぎ館(15時まで)
- ・松尾地区 11月24日(火)松尾ITセンター
- ・蓮沼地区 11月24日(火)JAやさいの里(午前中)
- ・横芝地区 11月28日(土)横芝光町文化会館
- ・光地区 11月25日(水)横芝光町図書館2階

*開催時間 9時30分~16時まで。

毎回、この広報紙に青色申告会の行事を載せていますが、今年はコロナの影響で、行事のキャンセルが相次ぎ、空白が目立ちます。集団で行っていた諸々の勉強会も個別で対応していきますので、「こういうことで相談に来るよ。」と連絡をいただければ有難いです。暑い暑いと汗を拭いている間に今年も残り四か月。税制改正の情報等もチラホラ届き始めました。青会では、これからの情報収集とコロナウイルスの感染防止に努めていきます。

『孝夫のつぶやき』

長かった梅雨が終わった途端猛暑になり、「アチチ、暑らいよー。」が、ついつい口癖のように出てきます。南北に長い日本列島なのに、近年どこでも同じような猛暑日。とうとう40度を超すところもでてきて、「こは日本だよな!」



青色申告会 9月～12月の行事予定表（変更になる場合があります。事前に電話でご確認ください。）

日/曜日	9月	日/曜日	10月
1 (火)		1 (木)	
2 (水)		2 (金)	
3 (木)		3 (土)	
4 (金)		4 (日)	
5 (土)		5 (月)	
6 (日)		6 (火)	
7 (月)		7 (水)	
8 (火)		8 (木)	
9 (水)		9 (金)	
10 (木)		10 (土)	
11 (金)		11 (日)	
12 (土)		12 (月)	
13 (日)		13 (火)	
14 (月)		14 (水)	
15 (火)		15 (木)	パソコン会計勉強会 AM9:30～PM4:00
16 (水)		16 (金)	
17 (木)	パソコン会計勉強会 AM9:30～PM4:00	17 (土)	
18 (金)	青色ドック(午前)／理事・事務長合同会議(午後)	18 (日)	
19 (土)		19 (月)	
20 (日)		20 (火)	
21 (月)	敬老の日	21 (水)	
22 (火)	秋分の日	22 (木)	
23 (水)		23 (金)	
24 (木)		24 (土)	青年部パソコン会計勉強会 PM6時～8時
25 (金)		25 (日)	
26 (土)	青年部パソコン会計勉強会 PM6時～8時	26 (月)	
27 (日)		27 (火)	
28 (月)		28 (水)	
29 (火)		29 (木)	
30 (水)		30 (金)	
		31 (土)	

日/曜日	11月	日/曜日	12月
1 (日)		1 (火)	
2 (月)		2 (水)	税務研修 / 指導会議
3 (火)	文化の日	3 (木)	県連理事会
4 (水)		4 (金)	
5 (木)		5 (土)	
6 (金)	理事会(事務長合同) PM3:00	6 (日)	
7 (土)		7 (月)	
8 (日)		8 (火)	
9 (月)		9 (水)	
10 (火)		10 (木)	
11 (水)	記帳点検指導日(東金)	11 (金)	税理士依頼勉強会 / 理事会
12 (木)		12 (土)	
13 (金)		13 (日)	
14 (土)		14 (月)	
15 (日)		15 (火)	
16 (月)		16 (水)	
17 (火)		17 (木)	パソコン会計勉強会 AM9:30～PM4:00
18 (水)	納税表彰式	18 (金)	
19 (木)	パソコン会計勉強会 AM9:30～PM4:00	19 (土)	
20 (金)		20 (日)	
21 (土)		21 (月)	
22 (日)		22 (火)	
23 (月)	勤労感謝の日	23 (水)	
24 (火)	記帳点検指導日(成東、松尾、蓮沼)	24 (木)	
25 (水)	記帳点検指導日(大網、山武、光)	25 (金)	
26 (木)	記帳点検指導日(九十九里)	26 (土)	青年部パソコン会計勉強会 PM6時～8時
27 (金)		27 (日)	
28 (土)	記帳点検指導日(白里、横芝)	28 (月)	会館大掃除
	青年部パソコン会計勉強会 PM6時～8時	29 (火)	休館日
29 (日)		30 (水)	休館日
30 (月)	広報発行	31 (木)	休館日